

東京電力株式会社
支社

電力受給契約のご案内

毎度お引立てに預かり厚くお礼申しあげます。

このたびは電力受給契約に関するお申込みをいただきありがとうございます。

つきましては、平成 年 月 日 NO. にて、お申込みいただきました内容について、協議をさせていただきます結果を下記のとおりご案内申しあげます。

記

設置場所	XXXXXXXXXXXXXXXXXX				
受給開始予定日	平成 XX 年 XX 月 XX 日	標準電圧	100/200 ボルト	検針日	1 日
受給電力量料金率	受給電力量 1 キロワット時につき 42 円 00 銭				
発電出力	X キロワット	再生可能エネルギー 発電設備	太陽電池	X,000 ワット	
			インバータ	X,000 ワット	
その他 発電設備等	燃料電池		ワット	逆潮流発生時における 契約発電設備との 同時発電の有無	無
	ガスエンジン		ワット		
	蓄電池		ワット		
	その他 ()		ワット		
そ の 他					
<p>1. 料金適用期間は、料金適用開始の日から起算して 120 月経過後最初の検針日の前日までとします。(ただし、料金適用期間満了前に電力受給契約が解約等された場合は除きます。)</p> <p>2. 発電設備等の全部もしくは一部の変更等により、受給電力量料金率に変更となる場合があります。この場合は、再生可能エネルギー買取制度に定める設備認定を受けたうえで、すみやかに電力受給契約の変更を申し出ていただきます。</p> <p>3. 受電用計量器は、当社の所有とし、当社で取り付けるものとします。また、当社は、その工事費の全額を工事着手前にお客さまから申し受けるものとします。</p> <p>4. お客さまの太陽光発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。</p> <p>5. 系統連系保護装置の整定値については、受給開始日までにお客さまにより整定していただきます。</p> <p>6. 上記に記載のない事項につきましては、当社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱 (以下「契約要綱」といいます。)」によるものとします。</p> <p>7. 当社は、契約要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給条件は、契約期間にかかわらず、その変更後の契約要綱によるものとします。</p>					

扱 い 者	
-------------	--